

徳島県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを
縦覧に供する。

令和五年四月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

八幡地区

二 縦覧期間

令和五年四月十四日から

令和五年五月十六日まで

三 縦覧場所

阿南市役所